

刑事再審弁護活動に対する援助に関する規程

(令和五年十二月八日会規第百十八号)

(目的)

第一条 この規程は、弁護士、弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人による刑事事件の再審請求（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第四百三十五条又は第四百三十六条の規定による再審の請求の対象となる事件についての再審請求をいう。以下「再審請求」という。）における弁護活動（以下「刑事再審弁護活動」という。）に対して日本弁護士連合会（以下「本会」という。）が行う援助に関する基本事項を定めることにより、刑事再審弁護活動の充実及び活性化を図り、もって再審請求における実質的な弁護人選任権を保障し、再審請求をする者の権利擁護に資することを目的とする。

(援助の範囲)

第二条 本会は、次に掲げる援助（以下「実施援助」という。）を行う。

一 死刑判決が確定した事件（援助の申込みの時点で死刑判決が確定した者が死亡している事件を除く。）に係る刑事再審弁護活動に対する援助

二 前号以外の刑事再審弁護活動に対する援助

(規則への委任)

第三条 実施援助の内容、援助金の支出基準、実施援助の要件及び手続その他この規程を実施するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

死刑再審弁護活動に対する援助に関する規則

(令和六年一月一九日規則二〇六号)

(目的)

第一条 この規則は、刑事再審弁護活動に対する援助に関する規程（会規第一百十八号。以下「規程」という。）第三条の規定に基づき、死刑判決が確定した者に対する権利擁護の緊急性及び刑罰としての不可逆性に鑑み、規程第二条第一号の援助の内容、援助金の支出基準、援助の要件及び手続その他援助の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2 弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「弁護士法人等」という。）については、弁護士法人等の社員又は使用人である弁護士による法律事務の取扱いを当該弁護士法人等による法律事務の取扱いとみなしてこの規則を適用する。

(援助の内容)

第二条 本会は、死刑判決が確定した者の再審請求事件（第四条第一項の申込みの時点で死刑判決が確定した者が死亡している事件を除く。以下「死刑再審請求事件」という。）について再審請求を行い、又はその準備を行う者（以下「対象者」という。）の弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）の死刑再審弁護活動（再審請求審、即時抗告審（即時抗告に代わる異議審を含む。）及び特別抗告審を含む一連の死刑再審請求事件（再審請求の準備を含む。）における弁護活動をいう。以下同じ。）に対する援助（以下「死刑再審弁護活動援助」という。）を行う。

2 死刑再審弁護活動援助の内容は、別表の援助の内容の欄に掲げる内容及びこれに附帯する事務とする。

(援助金の支出基準)

第三条 本会が、死刑再審弁護活動援助のために支出する援助金（以下「援助金」という。）の基準の額は、別表のとおりとする。ただし、弁護士等としての実質的な活動があると認められない場合は、援助金を支出しないものとする。

(援助の要件等)

第四条 弁護士等は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める要件の全てを満たす場合は、死刑再審弁護活動援助の申込み（以下「申込み」という。）をすることができる。

- 一 再審請求を行った者 次のイ及びロに掲げる要件
- イ 再審請求が不適法でないこと。

ロ 再審請求に理由がないことが明らかとはいえないこと。

- 二 再審請求の準備を行う者 当該弁護士等の調査により、再審請求に理由があるものとすることができる事実又は証拠を発見できる可能性があること。

2 過去に援助金の支給を受けた事件については、同一の事由及び証拠を理由として申込みをすることができない。

3 申込みは、書面によるものとし、申込みをする弁護士等は、当該弁護士等の署名又は記名押印のある会長が細則で定める様式の申込書及び次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、再審請求前に申込みをする場合は、第二号及び第三号に掲げる書類は、裁判所に提出する予定のもので足りる。

- 一 死刑確定判決の謄本又はこれに代わるもの

- 二 再審請求書の写し

- 三 再審請求事由を疎明する資料の写し

4 同一の死刑再審請求事件について弁護士等が複数となる場合は、代表する者（以下「代表者」という。）による一の申込みとしなければならない。

5 本会は申込みがあったときは、当該申込みの審査を行う。この場合において、本会は、必要があると認めるときは、申込みをした弁護士等（前項の規定により代表者が申込みをしたときは、当該代表者をいう。以下「申込者」という。）に対し、申込書等の書面の補正、第一項に規定する要件に関する資料の提出等を求めることができる。

6 本会は、前項の審査に当たり、関係委員会の意見を聴くことができる。

(援助の開始等)

第五条 本会は、前条第五項の審査の結果、同条第一項に規定する援助の要件に該当すると認めるときは、別表に基づいて支出すべき援助金の額その他必要な事項を定めて、死刑再審弁護活動援助の開始決定（以下「援助開始決定」という。）を行う。

2 本会は、前条第五項の審査の結果、同条第一項に規定する援助の要件に該当しないと認めるとき、又は申込者が同条第五項に規定する補正等の求めに応じないときは、死刑再審弁護活動援助を開始しない旨の決定を行う。

3 本会は、前二項の決定をしたときは、その理由を付して申込者に通知する。

(変更の届出)

第六条 申込者は、第四条第三項の申込書に記載した事項について変更があったときは、速やかに、変更内容を本会に届け出なければならない。当該死刑再審請求事件に係る死刑判決が確定した者が申込み後に死亡し、その配偶者、

直系の親族又は兄弟姉妹が再審請求を引き継ぐ場合も同様とする。

- 2 申込者は、辞任、解任その他の事由により当該死刑再審請求事件の弁護士等でなくなったとき（代表者以外の弁護士又は弁護士法人等のいずれかが弁護士等でなくなったときを含む。）、又は新たに当該死刑再審請求事件の弁護人等が加わったときは、速やかに、その旨を本会に届け出なければならない。

- 3 代表者につき第九条第一項第三号から第九号までに掲げる事由があるときは、当該代表者以外の弁護士等（同項第三号から第九号までに掲げる事由がある者を除く。）は、自らを代表者とする旨の変更を届け出ることができる。（変更決定等）

第七条 本会は、前条第二項又は第三項に規定する届出がなされたとき、又は援助金の額を変更する必要があるときは、審査を行った上で、変更の決定（以下「変更決定」という。）をすることができる。この場合において、本会は、審査の結果、援助金を追加して支出する必要があると認められるときは追加で支出する旨及びその額を決定し、援助金の減額をし、又は既に支出した援助金の全部若しくは一部の返還を受ける必要があると認められるときは減額をし、又は返還を求める旨及びその額を決定することができる。

- 2 本会は、変更決定をしたときは、その旨及び内容を申込者に通知する。

（申込者による終結の報告）

第八条 申込者は、援助案件（援助開始決定を受けている案件をいう。以下同じ。）が終了したときは、援助案件が終了した日から六箇月以内に、申込者の署名又は記名押印のある会長が細則で定める様式の終結報告書を本会に提出しなければならない。

- 2 申込者は、援助案件が終了した日から六箇月以内に前項の終結報告書を本会に提出しないときは、当該期限を経過した理由を本会に申し出なければならない。

（終結等）

第九条 本会は、次に掲げる事由があるとき（第三号から第九号までに掲げる事由がある場合であつて、申込者を変更する変更決定がなされたときを除く。）は、審査を行い、当該死刑再審弁護活動援助の終結決定（以下「援助終結決定」という。）をする。この場合において、本会は、審査の結果、援助金を追加して支出する必要があると認められるときは追加で支出する旨及びその額を決定し、援助金の減額をし、又は既に支出した援助金の全部若しくは一部の返還を受ける必要があると認められるときは減額をし、又は返還を求める旨及びその額を決定することができる。

- 一 援助案件が終結し、申込者から終結報告書が提出されたとき。
- 二 死刑再審弁護活動援助を継続する必要がなくなったとき。
- 三 申込者が辞任し、又は解任されたとき。
- 四 申込者が、正当な理由なく援助案件の処理を遅滞し、又は中止していることその他の事由により死刑再審弁護活動援助を継続させることが適当でなくなったとき。
- 五 申込者（申込者が弁護士法人等である場合は、その法律事務所を含む。）が懲戒処分（戒告を除く。）を受けたとき。

六 自然人たる申込者が死亡したとき。

七 自然人たる申込者が弁護士でなくなったとき。

八 弁護士法人等たる申込者が解散したとき。

九 弁護士・外国法事務弁護士共同法人たる申込者が種類の変更により、外国法事務弁護士法人となったとき。

- 2 本会は、申込者から前項第一号の終結報告書が提出されない場合であっても、援助案件が終結したと認めるときは、援助終結決定をすることができる。

3 本会は、援助終結決定をするに当たり、必要があると認めるときは、申込者の意見を聴くものとし、申込者に対し、第一項の事由に関する資料の提出を求めることができる。

- 4 本会は、援助終結決定をするに当たり、関係委員会の意見を聴くことができる。

- 5 本会は、援助終結決定をしたときは、その内容を申込者に通知する。ただし、当該申込者の所在が知れないときは、この限りでない。

（援助金の支払）

第十条 援助開始決定において支出する援助金の額の定めがあるときは、本会は、速やかに、申込者にその額を支払う。変更決定又は援助終結決定において、追加して支出する援助金の額の定めがあるときも、同様とする。

（不服申立て）

第十一条 申込者は、この規則に基づく決定に不服のある場合は、本会に対し、不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立てをする者（以下「不服申立人」という。）は、当該決定があったことを知った日から十日以内に、不服申立書を本会に提出しなければならない。

- 3 前項の不服申立てがあつたときは、本会は、速やかに、不服申立ての内容について審査し、理由を付してその採否を決定する。

- 4 本会は、不服申立人に対し、前項の規定により決定をした旨及び内容を速やかに通知する。

【鴨志田委員提出資料】

（更正の決定）

第十二条 本会は、この規則に基づき本会がした決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、いつでも更正の決定を行うことができる。

2 本会は、前項の決定をした場合は、申込者に速やかに当該決定及びその理由を通知する。

（細則への委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、死刑再審弁護活動援助の実施に関して必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第2条、第3条、第5条関係）

援助の内容	費用に対する援助金		弁護活動に対する援助金	
	基準額	備考	基準額	備考
弁護人等としての活動（再審請求審、即時抗告審（即時抗告に代わる異議審を含む。）及び特別抗告審を含む一連の死刑再審請求事件（再審請求の準備を含む。））全般	2万円	①費用（②及び③を除く。）に係る疎明資料を提出した場合は、5万円を上限とする実費とする。 ②通訳又は翻訳を必要とする場合であって、そのための実費が発生するときは、20万円を上限に別途加算する。 ③医師その他の専門家が意見書等を作成する場合であって、当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、30万円を上限に別途加算する。	22万円	①第4条第4項の代表者による申込みがなされた場合であって、援助の対象となる弁護人等が2人のときは44万円、3人以上のときは66万円とする。 ②事件の進捗その他の事情を考慮し、減額することができる。

死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助に関する規則

(令和六年一月一九日規則第二〇七号)

(目的等)

第一条 この規則は、刑事再審弁護活動に対する援助に関する規程（会規第一百十八号。以下「規程」という。）第三条の規定に基づき、規程第二条第二号の援助の内容、援助金の支出基準、援助の要件及び手続その他援助の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

2 弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「弁護士法人等」という。）については、弁護士法人等の社員又は使用人である弁護士による法律事務の取扱いを当該弁護士法人等による法律事務の取扱いとみなしてこの規則を適用する。

(援助の内容)

第二条 本会は、刑事再審請求事件（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第四百三十五条又は第四百三十六条の規定による再審の請求の対象となる事件（規程第二条第一号の援助の対象となる事件を除く。）をいう。以下同じ。）について再審請求を行い、又はその準備を行う者（以下「対象者」という。）の弁護士又は弁護士となろうとする者（以下「弁護士等」という。）の刑事再審弁護活動（再審請求審、即時抗告審（即時抗告に代わる異議審を含む。）及び特別抗告審を含む一連の刑事再審請求事件（再審請求の準備を含む。）における弁護活動をいう。以下同じ。）に対する援助（以下「死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助」という。）を行う。

2 死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助の内容は、別表第一の援助の内容の欄に掲げる内容及びこれに附帯する事務とする。

(援助金の支出基準)

第三条 本会が、死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助のために支出する援助金（以下「援助金」という。）の基準の額は、別表第一のとおりとする。ただし、弁護士等としての実質的な活動があると認められない場合は、援助金を支出しないものとする。

(援助の要件等)

第四条 弁護士等は、対象者が別表第二に定める資力基準を満たし、弁護士選任に係る費用を自ら支弁できない場合であつて、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める要件の全てを満たすときは、死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助の申込み（以下「申込み」という。）をすることができる。

一 再審請求を行った者 次のイ及びロに掲げる要件

イ 再審請求が不適法でないこと。

ロ 再審請求に理由がないことが明らかとはいえないこと。

二 再審請求の準備を行う者 次のイ及びロに掲げる要件

イ 当該弁護士等の調査により、再審請求に理由があるものとすることができる事実又は証拠を発見できる可能性があること。

ロ 当該弁護士等が受任をする必要性及び相当性が認められること。

2 過去に援助金の支給を受けた事件については、同一の事由及び証拠を理由として申込みをすることができない。

3 申込みは、書面によるものとし、申込みをする弁護士等は、当該弁護士等の署名又は記名押印のある会長が細則で定める様式の申込書及び次に掲げる書類を提出しなければならない。

一 当該刑事再審請求事件の対象となる確定判決の謄本又はこれに代わるもの

二 対象者が再審請求を行った者であるときは、再審請求書の写し及び再審請求事由を疎明する資料の写し

4 同一の刑事再審請求事件について弁護士等が複数となる場合は、代表する者による一の申込みとしなければならない。

5 本会は申込みがあつたときは、当該申込みの審査を行う。この場合において、本会は、必要があると認めるときは、申込みをした弁護士等（前項の規定により代表する者が申込みをしたときは、当該代表する者をいう。以下「申込者」という。）に対し、申込書等の書面の補正、第一項の資力基準又は同項各号に掲げる要件に関する資料の提出等を求めることができる。

6 本会は、前項の審査に当たり、関係委員会の意見を聴くことができる。

(援助の開始等)

第五条 本会は、前条第五項の審査の結果、同条第一項に規定する援助の要件に該当すると認めるときは、別表第一に基づいて支出すべき援助金の額その他必要な事項を定めて、死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助の開始決定（以下「援助開始決定」という。）を行う。

2 援助開始決定は、特別の事情により、本会が特に必要と認める場合を除き、同一の弁護士及び弁護士法人等（以下「弁護士等」という。）につき、合計して一年当たり五件を超えてすることができない。

3 本会は、前条第五項の審査の結果、同条第一項に規定する援助の要件に該当しないと認めるとき、又は申込者が同条第五項に規定する補正等の求めに応じないときは、死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助を開始しな

い旨の決定を行う。

- 4 本会は、援助開始決定又は前項の決定をしたときは、その理由を付して申込者に通知する。
(複数の弁護士等による受任の手続等)

第六条 本会は、申込みがあった事件又は援助開始決定がなされた事件について、申込者から複数の弁護士等によらなければ対応することが困難である旨の申出があったときは、当該申出に対する審査を行うものとし、複数の弁護士等による受任が相当であると認められるときは、複数の弁護士等による受任に係る死刑再審以外の刑事再審弁護士活動に対する援助(以下「複数援助」という。)の援助開始決定を行うことができる。既に複数援助の援助開始決定がなされている事件について、新たな弁護士等が受任する旨の申出があったときも、同様とする。

- 2 本会は、前項の審査の結果、複数の弁護士等による受任が相当であると認められない場合は、複数援助を開始しない旨の決定を行う。

- 3 本会は、第一項又は前項の決定をしたときは、その理由を付して申込者に通知する。
(変更の届出)

第七条 申込者は、第四条第三項の申込書に記載した事項について変更があったときは、速やかに、変更内容を本会に届け出なければならない。

- 2 申込者は、自ら又は前条の規定により複数援助がなされている場合はその弁護士等のいずれかが辞任、解任その他の事由により当該複数援助に係る刑事再審請求事件の弁護士等でなくなったときは、速やかに、その旨を本会に届け出なければならない。

- 3 申込者につき第十条第一項第三号から第九号までに掲げる事由がある場合であつて、複数援助がなされているときは、当該複数援助に係る申込者以外の弁護士等(同項第三号から第九号までに掲げる事由がある者を除く。)は、自らを申込者とする旨の変更を届け出ることができる。
(変更決定等)

第八条 本会は、前条第二項又は第三項に規定する届出がなされたとき、又は援助金の額を変更する必要があるときは、審査を行った上で、変更の決定(以下「変更決定」という。)をすることができる。この場合において、本会は、審査の結果、援助金を追加して支出する必要があると認められるときは追加で支出する旨及びその額を決定し、援助金の減額をし、又は既に支出した援助金の全部若しくは一部の返還を受ける必要があると認められるときは減額をし、又は返還を求める旨及びその額を決定することができる。

- 2 本会は、変更決定をしたときは、その旨及び内容を申込者に通知する。
(申込者による終結の報告)

第九条 申込者は、援助案件(援助開始決定を受けている案件をいう。以下同じ。)が終了したときは、援助案件が終了した日から六箇月以内に、申込者の署名又は記名押印のある会長が細則で定める様式の終結報告書を本会に提出しなければならない。

- 2 申込者は、援助案件が終了した日から六箇月以内に前項の終結報告書を本会に提出しないときは、当該期限を経過した理由を本会に申し出なければならない。
(終結等)

第十条 本会は、次に掲げる事由があるとき(第三号から第九号までに掲げる事由がある場合であつて、申込者を変更する変更決定がなされたときを除く。)は、審査を行い、当該死刑再審以外の刑事再審弁護士活動に対する援助の終結決定(以下「援助終結決定」という。)をする。この場合において、本会は、審査の結果、援助金を追加して支出する必要があると認められるときは追加で支出する旨及びその額を決定し、援助金の減額をし、又は既に支出した援助金の全部若しくは一部の返還を受ける必要があると認められるときは減額をし、又は返還を求める旨及びその額を決定することができる。

一 援助案件が終結し、申込者から終結報告書が提出されたとき。

二 死刑再審以外の刑事再審弁護士活動に対する援助を継続する必要がなくなったとき。

三 申込者が辞任し、又は解任されたとき。

四 申込者が、正当な理由なく援助案件の処理を遅滞し、又は中止していることその他の事由により死刑再審以外の刑事再審弁護士活動に対する援助を継続させることが適当でなくなったとき。

五 申込者(申込者が弁護士法人等である場合は、その法律事務所を含む。)が懲戒処分(戒告を除く。)を受けたとき。

六 自然人たる申込者が死亡したとき。

七 自然人たる申込者が弁護士でなくなったとき。

八 弁護士法人等たる申込者が解散したとき。

九 弁護士・外国法事務弁護士共同法人たる申込者が種類の変更により、外国法事務弁護士法人となったとき。

- 2 本会は、申込者から前項第一号の終結報告書が提出されない場合であっても、援助案件が終結したと認めるときは、援助終結決定をすることができる。

- 3 本会は、援助終結決定をするに当たり、必要があると認めるときは、申込者の意見を聴くものとし、申込者に対

【鴨志田委員提出資料】

し、第一項の事由に関する資料の提出を求めることができる。

4 本会は、援助終結決定をするに当たり、関係委員会の意見を聴くことができる。

5 本会は、援助終結決定をしたときは、その内容を申込者に通知する。ただし、当該申込者の所在が知れないときは、この限りでない。

（援助金の支払）

第十一条 援助開始決定において支出する援助金の額の定めがあるときは、本会は、速やかに、申込者にその額を支払う。変更決定又は援助終結決定において、追加して支出する援助金の額の定めがあるときも、同様とする。

（不服申立て）

第十二条 申込者は、この規則に基づく決定に不服のある場合は、本会对し、不服申立てをすることができる。

2 不服申立てをする者（以下「不服申立人」という。）は、当該決定があったことを知った日から十日以内に、不服申立書を本会に提出しなければならない。

3 前項の不服申立てがあったときは、本会は、速やかに、不服申立ての内容について審査し、理由を付してその採否を決定する。

4 本会は、不服申立人に対し、前項の規定により決定をした旨及びその内容を速やかに通知する。

（更正の決定）

第十三条 本会は、この規則に基づき本会がした決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、いつでも更正の決定を行うことができる。

2 本会は、前項の決定をした場合は、申込者に速やかに当該決定及びその理由を通知する。

（細則への委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助の実施に関して必要な事項は、会長が細則で定める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 5 条、第 6 条関係）

援助の内容	費用に対する援助金		弁護活動に対する援助金	
	基準額	備考	基準額	備考
弁護人等としての活動（再審請求審、即時抗告審（即時抗告に代わる異議審を含む。）及び特別抗告審を含む一連の刑事再審請求事件（再審請求の準備を含む。））全般	2 万円	①費用（②及び③を除く。）に係る疎明資料を提出した場合は、5 万円を上限とする実費とする。 ②通訳又は翻訳を必要とする場合であって、そのための実費が発生するときは、2 0 万円を上限に別途加算する。 ③医師その他の専門家が意見書等を作成する場合であって、当該専門家に支払うべき実費が発生するときは、3 0 万円を上限に別途加算する。	2 2 万円	①第 6 条第 1 項の規定により複数援助の援助開始決定がなされた場合に、援助の対象となる弁護人等が 2 人のときは 4 4 万円、3 人以上のときは 6 6 万円とする。 ②事件の難易、事件の進捗その他の事情を考慮し、減額することができる。

別表第 2（第 4 条関係）

資力基準
対象者の現金、預金その他の流動資産の合計が 3 0 0 万円未満であること。ただし、医療費、教育費、借入金の返済金又は家賃の支払がある等やむを得ない事情により生計が困難と認められる場合は、死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助の申込みをすることができる。

受継に関する問題点

事件名	再審請求の経過	受継に関する問題点についての意見
徳島ラジオ商事事件	【第5次再審、第6次再審の経過】 1978. 1. 31 第5次再審請求（本人による請求） 1978. 11. 9 第6次再審請求（本人の弟姉妹による請求） ※ 本人の心神喪失を理由とする。 第5次再審請求と第6次再審請求が競合 1978. 11. 15 裁判所の求釈明を受けて、 第6次再審請求の請求人らは、 本人の訴訟行為及び裁判所の事実取調べの結果を 請求人らのために援用するとの意思表示 その後、本人死亡 1978. 12. 1 第5次再審請求につき手続終了決定 第5次再審請求で裁判所が取り調べた証拠は、 第6次再審請求との関係でも取り調べることを決定 1980. 12. 13 請求審で再審開始決定	本人の死亡により第5次再審請求は手続終了決定が行われているが、本人の生前から弁護士が選任されており、手続の遂行に支障はないので、手続は終了しないものとすべきである。 また、本件では、本人の死亡直前に弟姉妹による再審請求が行われ、第5次再審請求（本人による請求）の審理の成果が事実上引き継がれたが、さもないと第5次再審請求の審理の成果は無に帰するところであった。したがって、再審請求手続の受継に関する規定を設けるべきである。
名張事件	【第7次再審請求の経過】 2002. 4. 10 第7次再審請求 2005. 4. 5 請求審で再審開始決定 2006. 12. 26 差戻前異議審で原決定取消・再審請求棄却決定 2010. 4. 5 第1次特別抗告審で原決定取消・差戻し決定 2012. 5. 25 差戻後異議審で原決定取消・再審請求棄却決定 2012. 5. 27 発熱のため拘置所外の病院に救急搬送されて入院 その後、八王子医療刑務所に移送 一時、危篤状態に 2013. 10. 16 第2次特別抗告審で特別抗告棄却決定	第7次再審請求から10年以上にわたって審理が行われていた段階で本人が危篤状態となった。仮にその時点で本人が死亡していれば、手続終了決定が行われていた可能性があるが、本人の生前から弁護士が選任されており、手続の遂行に支障はないので、手続は終了しないものとすべきである。 また、仮に手続終了決定が行われた場合、本人の遺族が新たに再審請求を行い、改めて請求審から審理を行う必要があるが、第2次特別抗告審まで進んでいたこれまでの審理の成果を無にするものであり、訴訟経済にも反する。したがって、再審請求手続の受継に関する規定を設けるべきである。
大崎事件	【被害者の甥による再審請求の経過】 1997. 9. 19 再審請求（本人による請求） 2001. 5. 27 本人死亡 2001. 8. 24 再審請求（本人の母親による請求） ※ 本人による請求で行われた主張立証を全て援用 2002. 3. 26 請求審で再審開始決定 2002. 3. 29 再審開始決定に対して検察官が即時抗告 2004. 1. 4 本人の母親死亡 → 手続終了決定	請求審の段階では、本人の死亡後、本人の母親により新たな再審請求が行われ、これまでの審理の成果が事実上引き継がれた。しかし、それまで提出した主張や証拠を改めて提出する必要があり、負担が大きい。 また、請求審で再審開始決定が出されているにもかかわらず、即時抗告審の段階で本人の母親が死亡したため、手続終了決定が行われ、請求審における再審開始決定が無に帰している。 本人の生前から弁護士が選任されており、手続の遂行に支障はないので、手続は終了しないものとすべきであるし、再審請求手続の受継に関する規定を設けるべきである。
狭山事件	【第3次再審請求の経過】 2006. 5. 23 第3次再審請求（本人による請求） その後、64回にわたり三者協議期日が開かれる。 2025. 3. 11 本人死亡 2025. 3. 17 第3次再審請求につき手続終了決定 2025. 4. 4 第4次再審請求（本人の妻による請求） ※ 第3次再審請求で提出した新証拠287点を、 改めて第4次再審請求の新証拠として提出	請求審での審理は19年近くにわたり、64回もの三者協議期日が開かれたが、本人の死亡により手続終了決定が行われている。しかし、本人の生前から弁護士が選任されており、手続の遂行に支障はないので、手続は終了しないものとすべきである。 なお、本件では、第3次再審請求の審理を行っていた裁判所に第4次再審請求が係属したため、事実上、第3次再審請求の審理を引き継ぐことができたが、さもないとこれまでの審理の成果は無に帰していた。また、本人の死亡後、本人の妻が第4次再審請求を行っているが、再審請求にあたり、第3次再審請求で提出した新証拠287点を改めて第4次再審請求の新証拠として提出しなければならず、多大な負担を要した。したがって、再審請求手続の受継に関する規定を設けるべきである。